

第9回北斗市農業委員会総会議事録

令和4年11月24日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和4年11月24日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 大会議室					
委員の出欠状況 (出席 13名) (欠席 1名)	1番	澤 田 亨	出席	8番	落 合 修	出席
	2番	山 本 正 人	出席	9番	吉 田 勝 幸	欠席
	3番	齊 藤 介 男	出席	10番	佐々木 敬 子	出席
	4番	笠 原 勝 幸	出席	11番	時 田 孝 喜	出席
	5番	佐々木 秀 樹	出席	12番	加 藤 隆	出席
	6番	岡 村 栄 士	出席	13番	佐々木 勝 利	出席
	7番	中 川 哲	出席	14番	和 田 勝 雄	出席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 吉 田 賢 一 係 長 大 森 千 里 再 任 用 澤 口 則 之					

<p>会長提出議案</p>	<p>報告第1号 農地法第3条の規定による届出について</p> <p>報告第2号 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて</p> <p>議案第1号 土地の現況証明書の交付について</p> <p>議案第2号 北斗農業振興地域整備計画の変更に関する意見の聴取について</p> <p>議案第3号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について</p> <p>議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について</p> <p>議案第9号 農地移動最適化あっせんの申出について</p> <p>議案第10号 土地の現況証明調査委員の指名について</p>
<p>委員提出議案等の標題</p>	

第9回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和4年11月24日 午後 1時29分

- | | | |
|-------|--|----------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 農地法第3条の規定による届出について | (報告第1号) |
| 日程第 4 | 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて | (報告第2号) |
| 日程第 5 | 土地の現況証明書の交付について | (議案第1号) |
| 日程第 6 | 北斗農業振興地域整備計画の変更に関する意見の聴取について | (議案第2号) |
| 日程第 7 | 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について | (議案第3号) |
| 日程第 8 | 農地法第3条の規定による許可申請について | (議案第4号) |
| 日程第 9 | 農地法第4条の規定による許可申請について | (議案第5号) |
| 日程第10 | 農地法第5条の規定による許可申請について | (議案第6号) |
| 日程第11 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について | (議案第7号) |
| 日程第12 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について | (議案第8号) |
| 日程第13 | 農地移動適正化あっせんの申出について | (議案第9号) |
| 日程第14 | 土地の現況証明調査委員の指名について | (議案第10号) |

第 9 回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和 4 年 1 1 月 2 4 日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第 1 号	農地法第 3 条の規定による届出について	会長	報告済	6 件
2	報告第 2 号	農地移動適正化あっせん申出の取下げについて	会長	報告済	2 件
3	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	5 件
4	議案第 2 号	北斗農業振興地域整備計画の変更に関する意見の聴取について	会長	決定	1 件
5	議案第 3 号	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について	会長	決定	5 件
6	議案第 4 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	会長	決定	2 件
7	議案第 5 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について	会長	決定	1 件
8	議案第 6 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	会長	決定	2 件
9	議案第 7 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について	会長	決定	6 件
1 0	議案第 8 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について	会長	決定	1 件
1 1	議案第 9 号	農地移動最適化あっせんの申出について	会長	決定	3 件
1 2	議案第 10 号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—

第9回北斗市農業委員会総会

(午後 1時29分 開会)

<p>(開会宣言) 和田会長</p>	<p>どうも皆さん、お疲れさまでございます。</p> <p>私、ちょっと病気をいたしまして2カ月間休ませていただき、大変御迷惑をお掛けいたしました。その間、澤田代行に頑張ってもらいまして、無事、総会も進んできたということを知りまして安心してあります。そんなことで、私の病名は肝臓に膿がたまる病気でした。一命をとりとめたような次第で、まさかこんな病気になるとは思いませんでした。健康であった人間であっても、いつどういような状態になるかわからないものでございます。今月は、私の同級生が3人も立て続けに亡くなりまして、やっぱり年代には勝てないのかなというような気がしております。</p> <p>これから、寒さも一段と強くなります。来週には、雪が降るといような話もしております。皆さん、健康には十分留意してお働きいただきたいと思います。大変、御迷惑をおかけいたしました。</p> <p>それでは早速、第9回北斗市農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>総会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>もう11月ということで、農作業のほうも、収穫のほうは大分終わりつつあるといようなことで、収益を上げて喜んでいたりまたは収益がなかったといような方もおります。農家というのは、毎年の積み重ね、一日一日の積み重ねの作業でございます。皆さんも、野菜・米・その他などの現況がどのような状況になるかはまだはっきりしていませんけれども、気落ちをしないで働いていただきたいと思います。</p> <p>本日は、報告2件、議案10件であります。</p> <p>御審議のほどよろしく願い申し上げまして、簡単ですが挨拶といたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委員の動向をお知らせいたします。</p> <p>9番吉田委員より欠席の届出がありましたので、お知らせいたします。</p> <p>北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理することとなっておりますので、この後の議事については和田会長が進行いたします。よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、早速、会議を始めさせていただきます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。直ちに日程に入ります。</p>

<p>日程第1 議 長</p>	<p>日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。 議席番号5番佐々木秀樹委員、議席番号6番岡村栄士委員の兩名を指名いたします。</p>
<p>日程第2 議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議なしと認め、本総会は本日1日と決定いたしました。</p>
<p>日程第3 議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第3 報告第1号「農地法第3条の規定による届出について」を議題といたします。 番号1から番号6までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。 農地法第3条の3第1項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出ることとなっております。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1につきましては、しいき循環器科内科医院より東側の農地でございます。番号2につきましては、文月地藏堂より北東側の農地でございます。番号3につきましては、北海道水田発祥の地碑より南側などの農地でございます。番号4につきましては、函館育ちライスターミナルより西側の農地でございます。番号5につきましては、上磯中学校より南側、JR北海道新函館変電所より西側などの農地でございます。番号6につきましては、山の神神社より南側、函館育ちライスターミナルより西側などの農地でございます。これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。 以上でございます。</p> <p>朗読が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>

<p>日程第4 議長</p>	<p>日程第4 報告第2号「農地移動適正化あっせん申出の取下げについて」を議題といたします。 番号1及び番号2を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。 番号1につきましては、清川稲荷神社より北東側の農地で、平成30年11月総会においてあっせんの申出がされておりましたが、令和4年9月総会において売買先が決まったことから取り下げるものでございます。番号2につきましては、清川稲荷神社より東側の農地で、令和元年5月総会においてあっせんの申出がされておりましたが、売買先が決まったことから取り下げるものでございます。 なお、番号2の案件につきましては、この後の議案第4号（農地法第3条の規定による許可申請）において御審議いただく予定となっております。 以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>朗読が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
<p>日程第5 議長</p>	<p>日程第5 議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。 番号1から番号5までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、佐々木秀樹委員より報告をお願いいたします。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>それでは、報告します。 調査年月日は令和4年11月16日、調査委員は私と中川委員さんと落合委員さんと加藤委員さん、それから事務局の2名で回ってまいりました。 番号1の[個人名]の件ですが、当該地は申請のとおり宅地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。番号2の[個人名]の件ですが、当該地は申請のとおり道路化しており、農地として利用することは困難と判断し農地</p>

採草放牧地以外と認定する。番号3の「個人名」ですが、当該地は市街化区域内にあり、7月総会において5条転用の届出により645㎡のうち644.42㎡が転用申請され、申請どおり駐車場として利用されてきました。そのため、残りの0.58㎡も農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。番号4の「個人名」の件ですが、当該地は申請のとおり雑種地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。番号5「個人名」ですが、当該地は申請のとおり雑種地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定します。

以上です。

議長

報告が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

日程第6

議長

日程第6 議案第2号「北斗農業振興地域整備計画の変更に関する意見の聴取について」を議題といたします。

番号1を上程いたします。

事務局に朗読させます。

(事務局：朗読)

議長

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

本件に関しましては、この後の議案第6号(農地法第5条の規定による許可申請)において御審議いただく予定となっております清川寺より東側の農地でございますが、農用区域内の農地を住宅や駐車場など農業以外の目的で使用する場合には、当該地を農用地区域から除外しない限り農地転用ができないこととなっております。

変更内容といたしましては、現住宅が建築後50年を経て老朽化していることから新たに住宅を建築する必要があること、また、併せて提出された駐車場などの配置計画では必要最低限の面積であり、除外することがやむを得ないと判断されております。

そして、市がこの農業振興地域整備計画を変更しようとするときは農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により農業委員会の意見を聴かなければならないことから、本日、御提案するものでございます。

以上、よろしく御審議願います。

議長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第7 議 長	<p>日程第7 議案第3号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>番号1、番号2、番号4並びに番号5までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月以内に行われていることが要件となっております、解約合意と引き渡しが同日で行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。</p> <p>なお、番号2の案件につきましては、この後の議案第8号（使用貸借の決定）において、また、番号4の案件につきましては議案第7号（所有権移転の決定）において、それぞれ御審議いただく予定となっております。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	<p>続きまして、番号3の案件につきましては、2番山本正人委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。</p> <p>(山本委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、番号3を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月以内に行われていることが要件となっております、解約合意と引き</p>

	<p>渡しが同日で行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。</p> <p>なお、この案件につきましては、この後の議案第4号（農地法第3条の規定による許可申請）において御審議いただく予定となっております。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>（山本委員 復席）</p>
日程第8 議 長	<p>日程第8 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>番号1及び番号2を一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局：朗読）</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、議案第3号（合意解約通知の成立状況の確認）がありました清川稲荷神社より東側の農地で、所有する農地を近接地を耕作している方へ売買するものでございます。番号2につきましては、島川小学校より東側及び西側、千代田稲荷神社より東側などの農地で、所有する農地を息子さんに使用貸借し、経営移譲するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>8番落合委員。</p>
落合委員	<p>譲受人の個人名は、年齢的に、健康的には大丈夫なのでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局長。</p>
事務局長	<p>お答えいたします。</p> <p>以前よりは、多少老いたかなという感じはするんですけども、事務局に来庁した際にはまだ大丈夫かなというような判断はしております。</p>

議 長	よろしいですか。 8 番落合委員。
落合委員	腰を手術して、結構厳しいんじゃないのかなと思ったんですけど今は元気なようで大丈夫なんですね。
議 長	事務局大森係長。
大森係長	本人はやる気があって、「大丈夫ですか」と聞いたら、「まだまだ頑張る」という話でした。
議 長	よろしいですか。
落合委員	はい、わかりました。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 9 議 長	日程第 9 議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 本件に関しまして、当該申請地の南側には自宅があり、またその周囲にビニールハウスを設置し野菜を生産しておりますが、従業員駐車場や大型機械置場の確保に支障をきたしていることから、このたび転用許可申請が出されたものでございます。 なお、提出された関係書類で駐車場などの配置計画を確認いたしました。必要最低限の転用面積となっているものと考えております。 以上、よろしく御審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 1 0 議 長	日程第 1 0 議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請

	<p>について」を議題といたします。 番号1及び番号2を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。 番号1につきましては、現在も新函館北斗駅の西側において北海道新幹線札幌延伸に向けたトンネル工事を行っておりますが、その工事に伴い発生する湧水を処理するため排水管を大野川まで敷設し処理しておりますが、このたび改めて一時転用許可を受けるため申請書が提出されたものでございます。番号2につきましては、現住宅が建築後50年を経て老朽化しているうえ使い勝手が悪く生活に支障をきたしていることから、耕作地にも近く現住宅に隣接する申請地に農家住宅を建築するため転用申請されたものでございます。なお、提出された関係書類で住宅や駐車場などの配置計画を確認いたしました。必要最低限の転用面積となっているものと考えております。 以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第11	
議 長	<p>日程第11 議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題といたします。 番号1から番号5までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。 番号1につきましては、上磯中学校より東側の農地でございます。令和2年4月よりこの土地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号2につきましては、南大野共同墓地より南側の農地でございます。隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号3につきましては、道南農業試験場より東側の農地でございます。隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号4につきましては、道南農業試験場より東側の</p>

	<p>農地でございまして、平成27年3月よりこの土地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号5につきましては、野崎霊園より東側などの農地でございまして、経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>8番落合委員。</p>
落合委員	<p>3番、4番の譲受人の「会社名」というのは、会社としての実績と農業経営は何年くらいやっているのですか。</p>
議 長	<p>事務局長。</p>
事務局長	<p>お答えいたします。</p> <p>こちらの会社につきましては、法人設立が「年月」に法人を設立しておりまして、「年月」より農地所有適格化法人ということで農業委員会の許可を得ているところでございます。本年の7月総会において、適格化法人の適合状況のほうを御報告させていただいておりますけれども、その段階では売り上げが「金額」ございまして、適格化法人として適合しているということを皆さんに御報告させていただいていたところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
落合委員	<p>はい、わかりました。</p>
議 長	<p>他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次の番号6の案件につきましては、11番時田孝喜委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。</p> <p>(時田委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、番号6を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号6につきましては、函館育ちライスターミナルより南西側の農地でございまして、隣接地を耕作する方へ売買するものでご</p>

	<p>ざいます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(時田委員 復席)</p>
日程第12 議 長	<p>日程第12 議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。 本件に関しましては、先ほどの議案第3号(合意解約通知の成立状況の確認)がありました最尊寺より南東側の農地でございます。隣接地を耕作する方と使用貸借するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第13 議 長	<p>日程第13 議案第9号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。 番号1から番号3までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。 番号1につきましては、議席番号10番佐々木敬子委員、議席番号14番和田勝雄委員、補助委員として鹿角昭夫推進委員を。 番号2につきましては、議席番号5番佐々木秀樹委員、議席番号</p>

<p>議 長</p> <p>日程第 1 4 議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>9 番吉田勝幸委員、補助委員として安田秀幸推進委員を。番号 3 につきましては、議席番号 8 番落合修委員、議席番号 1 3 番佐々木勝利委員、補助委員として大山正志推進委員を指名することに御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 あっせん委員に指名された方は、よろしくお願いたします。</p> <p>日程第 1 4 議案第 1 0 号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p> <p>朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。 議席番号 3 番齊藤介男委員、議席番号 9 番吉田勝幸委員、議席番号 1 0 番佐々木敬子委員、議席番号 1 3 番佐々木勝利委員の、以上 4 名を指名することに御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。</p> <p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。 これをもちまして、第 9 回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。 御苦労様でございました。</p> <p>(午後 2 時 3 2 分 閉会)</p> <p style="text-align: right;"> <u>議長 (会長) 和 田 勝 雄</u> <u>署名委員 佐々木 秀 樹</u> <u>〃 岡 村 栄 士</u> </p>
--	--